

商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律の一部を改正する法律 概要

改正の必要性・方向性

旧法は、商業捕鯨の再開等を目指し安定的かつ継続的に調査捕鯨を実施するための法律

国際捕鯨取締条約からの脱退及び商業捕鯨の再開（2019.7.1）を受け、引き続き国連海洋法条約等との関係に配慮しつつ、鯨類の持続的な利用が適切かつ円滑に行われるようにする必要

⇒ **鯨類科学調査**については、捕獲を伴うとの位置付けを変更した上で、捕鯨業の適切な実施等を確保する上で引き続き重要な役割を担うものとして、実施体制を整備する

⇒ **捕鯨業**については、科学的知見、条約等に基づき適切に行われることを明確にするとともに、円滑な実施に必要な措置がとられるようにする

改正後の法律の内容

※赤字は主な改正部分

1. 題名

鯨類の持続的な利用の確保に関する法律

2. 定義（第2条）

- ・ **鯨類の持続的な利用**：鯨類を適切な水準に維持するように保存・管理しながら持続的に利用
- ・ **鯨類科学調査**：鯨類の持続的な利用のための科学的情報の収集を目的とする科学的調査
※捕獲の例示を削除、小型鯨類の調査を取り込む
- ・ **捕鯨業**：鯨類を捕獲する漁業
- ・ **妨害行為**：鯨類科学調査・捕鯨業の操業を妨害する行為

3. 基本原則（第3条）

- ・ **鯨類科学調査** ※捕獲を伴うとの原則を削除
 - ①主として捕鯨業を鯨類の持続的な利用が確保されるように実施するために必要な科学的知見を得ることを目指す
 - ②条約及び確立された国際法規に基づき、かつ、科学的知見を踏まえる
 - ③十分な分析・研究、研究成果の公表・国際協力
 - ④国内外の鯨類に関する調査研究機関と連携
- ・ **捕鯨業**
 - ①捕獲可能量（鯨類の持続的な利用のため鯨種ごとに科学的根拠に基づき算出）の範囲内で実施
 - ②条約及び確立された国際法規に基づき実施
 - ③適切な支援による円滑な実施

4. 鯨類の持続的な利用の確保に関する国の責務・基本方針（第4条・第5条）

5. 鯨類科学調査計画等（第6条～第9条）

- ・ 特に重要な鯨類科学調査に係る計画の策定
- ・ 指定鯨類科学調査法人の指定（日本鯨類研究所を想定）、同法人による実施
- ・ 指定鯨類科学調査法人の調査の費用補助

※国が水産機構に行わせる調査も明記

6. 鯨類科学調査の実施体制の整備（第10条）

- ・ 調査研究人材の養成・確保
- ・ 調査に当たっての捕鯨業者の協力の確保

7. 捕獲可能量の算出等（第11条）

- ・ 捕獲可能量の算出、その範囲内での捕獲枠設定、捕獲枠超の捕獲が行われないことの確保
- ・ 指定鯨類科学調査法人・水産機構の捕獲可能量算出への協力

8. 捕鯨業の円滑な実施の支援（第12条）

- ・ 捕鯨業の船舶・乗組員の確保の支援
- ・ 鯨類の捕獲・解体等の技術開発・普及の促進

9. 妨害行為への対応等（第13条～第16条）

- ・ 調査実施者・捕鯨業者の妨害対策への支援
- ・ 政府職員・船舶の派遣
- ・ 関係行政機関の情報共有
- ・ 外交上の適切な措置
- ・ 妨害行為のおそれのある外国人の入国管理

10. 国際協力の推進等（第17条）

- ・ 鯨類の持続的な利用の確保に係る国際協力の推進
- ・ 科学的知見の普及・活用等
- ・ 鯨類に関する文化等についての広報活動の充実・学校給食等における利用の促進
- ・ 国際環境の改善のための外交上の措置

11. 鯨類の適正な流通の確保等に関する措置（第18条）

- ・ 違法捕獲された鯨類の国内流通防止
- ・ 加工・販売業者の安心確保

12. 鯨類の持続的な利用の確保のために必要な財政上の措置等（第19条）

13. 改正後3年を目途とした検討（附則第4項）

令和元年12月11日施行